

# 使用前検査申請書

廃炉発官R2第203号  
令和2年12月4日

原子力規制委員会 殿

東京都千代田区内幸町1丁目1番3号  
東京電力ホールディングス株式会社  
代表執行役社長 小早川 智明

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第64条の3  
第7項の規定により次のとおり検査を受けたいので申請します。

発電用原子炉施設の設置又は変更に係る事業所の名称及び所在地	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町及び双葉町
申請に係る発電用原子炉施設の概要	福島第一原子力発電所 汚染水処理設備等 滞留水移送装置 主要配管※ 2号機タービン建屋から 3号機タービン建屋まで の一部 (ポリエチレン管)  ※ 実施計画 II.2.5.2.1 主要仕様参照
実施計画の認可年月日	平成25年8月14日 (実施計画の変更認可年月日：令和元年10月17日)
検査を受けようとする工程	構造、強度又は漏えいに係る試験をすることができる状態になった時 工事の計画に係る工事が完了した時
検査を受けようとする期日	自 令和3年1月13日 至 令和3年2月19日
検査を受けようとする場所	東京電力ホールディングス株式会社 福島第一原子力発電所
申請に係る発電用原子炉施設の使用の開始の予定時期	令和3年3月26日

工事の工程に関する説明書

項目	年月	令和元年			令和2年			令和3年						
		10	11	12	1	2	10	11	12	1	2	3	4	
汚染水処理設備等	滞留水移送装置	▼		—			—				△	☆		

- : 工事期間      ☆ : 使用前検査      △ : 工事完了  
 ▼ : 「福島第一原子力発電所特定原子力施設に係る実施計画」の変更認可

以 上

工事の工程における放射線管理に関する説明書

1. 放射線管理

(1) 検査に係る立ち入り制限

必要に応じ関係者以外の立入を制限する。

(2) 検査中の放射線管理

検査中は検査に係る者に対し、適切な指導及び助言を行う。

(3) 個人被ばく管理

線量は、電子式線量計を用いて測定する。

2. 検査場所の区域区分

福島第一原子力発電所

2号機タービン建屋

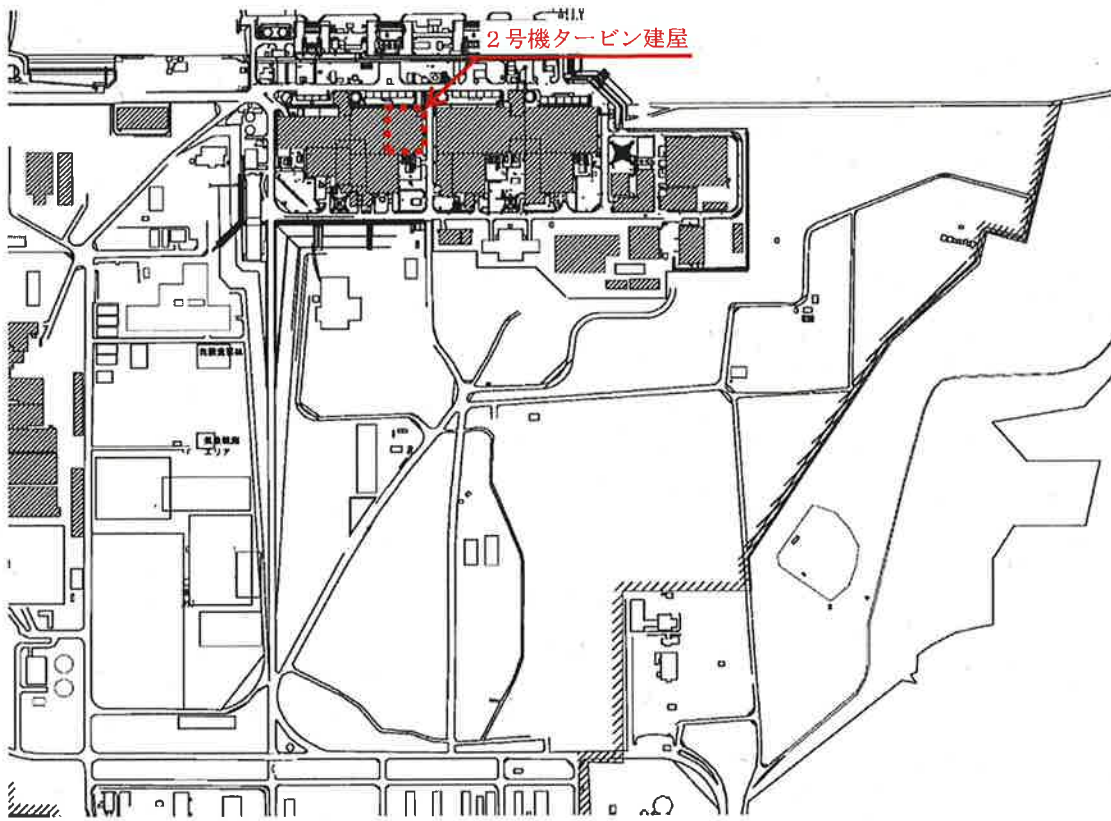
: 管理対象区域

別添－1 : 検査場所図

別添－2 : 検査系統概略図

以 上

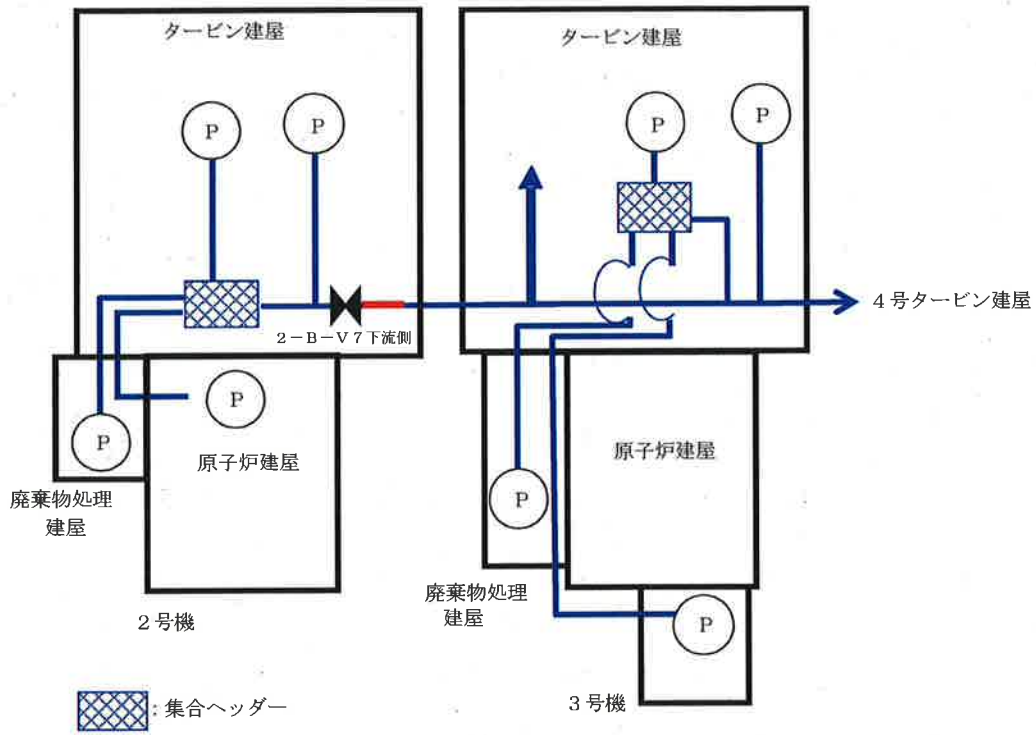
検査場所図



福島第一原子力発電所構内

 : 検査場所

凡例：  検査対象範囲



検査系統概略図